

## 【注意事項】

- 1 書類はA4サイズで作成し、提出してください。
- 2 変更届は、事業者の代表者名で作成してください。（本店から委任を受けている場合は、支店長・所長名で作成します。）
- 3 変更届は郵送でも受け付けます。控えをご希望の場合は、返送しますので、返信先を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。（切手のない返信用封筒の場合、及び返信用封筒が同封されていない場合は控えを返送できませんので、ご注意ください。）

## 【その他書面による届出事項】

次に掲げる事項に該当する場合は、契約課に届け出てください。（変更届を各申請書等の写しを添付）

- 1 営業の休止（一定期間の入札参加の辞退を含む。）、再開又は廃止をしたとき
- 2 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき
- 3 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者となったとき
- 4 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき
- 5 役員、使用人等が法令に違反するなど不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、または監督行政庁から行政処分を受けたとき
- 6 独占禁止法の規定による勧告又は課徴金命令を受けたとき
- 7 熊谷市内で工事事故を起こしたとき

## 【参加資格の抹消】

1 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときには、その者を入札参加者名簿から抹消します。

- (1) 金融機関から取引を停止されたとき
- (2) 事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者となったとき

2 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときには、その者を当該業種(業務)について入札参加者名簿から抹消します。

- (1) 建設工事の請負にあつては、入札参加資格者名簿に登載されている業種について許可を受けていない者となつてから新たに許可を受けることなく90日を経過したとき
- (2) 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき
- (3) 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となつて新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき
- (4) 資格者名簿に登載されている業種又は業務について、その営業を廃止したとき又は当該名簿からの抹消を申し出たとき

\* 連絡先 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1  
熊谷市役所総務部契約課 契約検査係  
Tel 048-524-1111 内線512